

職員の懲戒処分について

東京都知事は、本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 福祉保健局職員の服務規律違反事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	42	女性	停職10日

イ 管理監督者

福祉保健局 副参事 訓告
知事本局 副参事 口頭注意

(2) 事故の概要

事故者は、平成18年度から平成20年度まで担当していた職務に関する機密性の高い文書及びデータを、人事異動の際、上司の許可無く持ち出した。また、平成15年度から平成22年6月にかけて、勤務時間中にインターネットショッピングや私用メールを行ったほか、私的な音楽・画像データ等を保存するなど業務に使用する端末を不適正に使用した。

2 港湾局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	60	男性	停職10日

イ 管理監督者

福祉保健局 副参事 口頭注意

(2) 事故の概要

事故者は、平成24年4月頃から平成25年4月13日までの間、他人名義の自転車が無断で使用した。

また、平成10年4月から平成12年3月までの間及び平成24年4月から平成25年6月28日までの間、通勤届と異なり、自転車による通勤を行い、結果として通勤手当等を不適正に受給した。

3 福祉保健局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	57	女性	減給 1/5・1月

(2) 事故の概要

事故者は、平成 25 年 4 月中旬頃から同年 10 月 6 日までの間、他人名義の自転車を無断で使用した。

4 福祉保健局職員の服務規律違反事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	63	男性	減給 1/5・1月

イ 管理監督者

福祉保健局 主事 戒告
副参事 訓告

(2) 事故の概要

事故者は、平成 21 年 4 月 9 日から平成 22 年 7 月 9 日までの間、職務に関し、利害関係を有する事業者に鍼を打つなどの不適切な行為を行った。

5 発令年月日

平成 26 年 2 月 3 日

問い合わせ先
総務局人事部人事課（服務班）
電話 03 - 5388 - 2376(直通)